

平成24年2月20日

CTC2011 (裁判所テクノロジー会議2011) の参加及び
カリフォルニア中央地区連邦地方裁判所の訪問について (出張報告)

最高裁判所事務総局情報政策課

参事官 野口 宣大
情報処理第一係主任 多知川 正人

平成23年10月4日(火)から6日(木)までアメリカ合衆国カリフォルニア州ロングビーチ市で開催されたCTC2011に参加し、それに先立ち、10月3日(月)に同州ロサンゼルス市にあるカリフォルニア中央地区連邦地方裁判所及びアレントフォックス法律事務所を訪問したのでその結果を報告する。

第1 CTC2011 (裁判所テクノロジー会議2011)

1 CTCについて

CTC¹ (Court Technology Conference) は、NCSC² (National Center for State Courts) が主催する裁判所におけるテクノロジーの活用に関する協議会であり、2年に一度の割合で全米各地において開かれ、今回が第12回目の開催である。

2 会議の全般的な状況

会議は、ロサンゼルス市からメトロレールで約1時間のロングビーチ市にあるコンベンションセンター(2階建て地下1階の建物で広大な集会室やホールの外に教室のような部屋が10室余りある施設であった。)で行われ、全米の裁判官、裁判所職員(事務職及び技術職)、弁護士らの参加者を含め、合計で約1500人が参加した模様である。

会議のスケジュールは別紙1のとおりであり、朝の2回の基調講演(keynote)、49の分科会(Education Session)が行われた。いずれも1時間から1時間15分程度の枠で行われ、報告者は、各州の裁判所のCIOや職員、学者、裁判官、弁護士、コンサルタ

¹ CTC2011のサイトは、<http://www.ctc2011.org/>

² NCSC(米国の州裁判所協会)とは、1971年にウォーレン・バーガー連邦最高裁長官の提案により創設された非営利団体である。改革の成果等を全米の州裁判所に広めるための情報交換を促進することを目的として、裁判所の運営改善のための調査、出版、援助などを行っている。CTCの開催はその活動の一環で、近年は、裁判所の事務の改善のためにITの活用が推奨されていて、CTCの内容もIT関連が中心である。NCSCのサイトは、<http://www.ncsconline.org/>

ント、NCSCの関係者等である。また、これとは別に CLCT³ (CENTER FOR LEGAL AND COURT TECHNOLOGY) による分科会が13回行われ、主に CLCT のスタッフによる最新技術を利用した法廷や訴訟手続のあり方などについて展示や技術の紹介 (IT 法廷、3D 書画カメラなど) が行われた (CLCT のスケジュールは別紙2のとおり)。

その外に、裁判所、法律家向けのシステム、機器等を提供する企業 (約110社) の展示ブースがあり、各社の製品の紹介をしていた (フロア図は、別紙3のとおり)。これらの企業のうち14社は、会場に設置されたスクリーンで、各社の企業説明や目玉商品などのプレゼンテーション (Showcase Theater) を行っていた (Showcase Theater のスケジュールは別紙4のとおり)。

3. 聴講した分科会等の概要

(1) 基調講演

NCSCの代表である Mary McQueen 氏の紹介により、以下の基調講演は行われた。

紹介に先立ち、McQueen 氏より講話があり、予算削減が迫られる中、我々裁判所はどのようにしてリエンジニアリングをしていくべきか。5年先の世界を見て考えなければならない。業務をリエンジニアリングすることは、18世紀においても同じように議論されており今でも重要なことである。このCTCの機会に情報を共有して、各裁判所のリエンジニアリングに生かしていただきたいとのことであった。

ア、Disruptive Tech: What's new, what's coming, and how it will change everything

第1日目の基調講演は、ニューヨークタイムズ紙のコラムニストである David Pogue 氏による講演であった。消費者向けの技術革新がめまぐるしく進化していくことで、世間一般の文化が変わり、それによって裁判所を含む公共サービスがどのように変わるべきかについて、様々な iPhone アプリ等を実演しながら、以下の講演が行われた。

<講演内容>

現在の IT 機能の中で、ラジオボタン⁴というインターフェース機能があります。

これは、昔のカーラジオにあったスイッチの機能やイメージからラジオボタンが

³ CLCT とは、William & Mary ロースクールと NSCS が共同で設立した、IT を通じて公共サービスを向上させる営利団体である。CLCT のサイトは、<http://www.legaltechcenter.net/>

⁴ ラジオボタンとは、Windows など操作画面でウィンドウに表示される小さなボタンのことであり、複数の選択肢から1つだけを選択する場合に用いられる機能のことである。

生まれて名付けられました。このように、世間にカーラジオという機器が浸透し、文化となることによって初めてラジオボタンという機能が名付けられるようになるのです。

さて、現在はどうでしょうか。iPadの操作性が、同じように名付けられようとしています。アップルという一企業のモデルによる正に革命ともいえる信じられないことが起きているのです。

最近まで、スマートフォン（ここではBlack Berryが例に挙げられていた。）は、携帯電話とパソコンの間に位置する存在として認識されていました。それがどうでしょう。iPhone・iPadの登場によって、もはや新たなカテゴリとしての地位を確立しようとしているのです。

これは、iPhone・iPadの革新的なアプリが実現をしているのです。例えば、iPhoneアプリでオカリナを演奏することができます。そして、その演奏をiPhoneで撮影して、すぐに「YouTube」に掲載して公開することで、全世界の人々に自分の演奏を伝えることができます。そういった、様々な自己表現が世界に向けて簡単にすることができるようになりました。

また、拡張現実感（AR）⁵アプリも急速に進化しています。「nearest tube」というアプリを起動すれば、iPhoneのカメラを通してロンドンの地下鉄の案内が画面に表示され、それを見ながら初めての場所でも迷わず目的地にたどり着くことができます。他には、「word lens」というアプリを起動して、iPhoneのカメラの前にスペイン語が現れると、瞬時に英訳されて画面に表示することができます。

iPhone・iPad以外にもインターネットによって様々な技術革新が起こっています。最近、Web2.0の代表である「Facebook」や「Twitter」のユーザ数が驚異的に増加しています。5年後これらのSNS⁶がどのように変化していくのかとても興味深いと思いませんか。次世代のWebという意味のweb2.0によって、多くのユーザが相互に情報を出し合うことで、情報に広がりや深みのある社会が形成されつつあります。この他にも、「Craigslist」は地域の情報掲示板サイトとして

⁵ 拡張現実感（AR）とは、現実の環境にコンピュータ等が作り出した情報を重ね合わせ、補足する技術のことである。

⁶ SNS（Social Networking Site）とは、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイトの総称である。

世界各地に拡大していますし、「Wikipedia」の情報量は、もはや百科事典として書籍にすることは愚かなほど莫大な情報になっています。

これらの技術革新によって、サービスも変化しています。「on demand everything」という言葉を知っていますでしょうか。インターネットによって、いつでも、どこでも書籍や映画を見るのは当たり前の時代になり、さらに、インターネット病院を利用してテレビ電話で病院に行くことなくいつでも診察を受けることも可能になっています。ユーザが求めるときに、全てのサービスをいつでも提供する時代「on demand everything」が、もう目の前に迫っているのです。

これからの若い世代は、IT技術を簡単に使いこなして自分のものにしていくことができます。しかも、双方向でリアルタイムの情報を求めます。新しい技術やサービスが提供されることで、文化が変わり公共サービスに対する要求も高くなっていく中で、彼らの要求に対応していくことは本当に大変なことです。しかし、彼らの求める先を読んで、必要なサービスを提供することがこれからは求められているのです。

イ、Ending the revolving door of justice: How technology helped one judge reengineer his court

第2日目の基調講演は、マイアミデイド郡判事 Steven Leifman 氏によるコスト削減プロジェクトについての講演であった。

精神障害のある受刑者が、再犯を繰り返すことにより刑事施設のコストが増大したために、抜本的なコスト削減プロジェクトを実施した。このプロジェクトは、ITを導入することによってコストを削減したというものではなく、受刑者に対する教育プログラムや刑事施設での環境を整備することによって、再犯を防止しコスト削減を達成することができたという報告だった。単純にハード（IT）面を投入しただけでは効率化やサービスの向上は難しく、ソフト（業務）面も改革してこそ、本当の意味での業務改革が図れるとのことであった。

(2) 分科会（事前にWebサイトにて公開されていたプログラムを参考に分科会を選定して出席したものの内、特に有意義だった分科会を報告する。）

① IT governance and managing stakeholders expectations

報告者：Alex Rogers, ACAP Program Manager, Supreme Court of Arkansas

IT ガバナンスとステークホルダーの管理

市民が求める司法サービスを提供するため、裁判所の新たなシステムを導入するに当たり、プロジェクトマネージャにとって、ステークホルダーとのコミュニケーションが最も重要な職務である。そのためには、IT ガバナンス⁷を確立することが求められる。しかし、州によってITに対する組織の立場が異なるため、NCSCのIT ガバナンスモデルが提言された。本講では、NCSCのIT ガバナンスモデルとアーカンソー州でのモデル適用例の紹介があった。

NCSCのIT ガバナンスモデルは、プロジェクトの担当チームを政策部門、業務部門及び技術部門に分けた上で、それぞれが担当すべき部門が相互に関係しながら、適切な判断をする。それによって、プロジェクトの目標が明確になり、スケジュールどおりに進行することができ、業務を中心としたシステムとして開発することが可能になるとのことだった。

② Implementing a successful e-filing system by two independent offices

報告者：James W. Drubert, Court Administrator, Montgomery County Common Pleas Court

Greg Brush, Clerk of Courts, Montgomery County Clerk of Courts

Connie Villelli, Chief Deputy, Montgomery County Clerk of Courts

Barbara Gorman, Administrative & Presiding Judge, Montgomery County Common Pleas Court

E-filing system の成功例

オハイオ州のE-filing system⁸の導入に当たって、裁判官と書記官が参画することが重要である。E-filing system が電子文書の提出と事件管理システム (CMS⁹) を連携させただけでなく、それぞれを統合した事件記録管理システムを開発して、業務を改革することができたという成功例の紹介であった。

ここでもNCSCのIT ガバナンスモデルを上げた上で、それぞれの部門が担当する役割を紹介していた。統括会議がプロジェクトのビジョン、ゴール及び目標を定

⁷ IT ガバナンスとは、裁判所がITを導入するに当たって、その目的と戦略を適切に設定し、その効果リスクを測定・評価して理想とするIT活用を実現する仕組みのことである。

⁸ E-filing systemとは、電子申立をするシステム及び電子化した紙の記録を管理するシステムの総称である。

⁹ CMS (case management system) とは、MINTAS, KEITASのように事件の進行状況等を管理するシステムの総称である。

め、プロジェクトマネージャは統括会議に対するレポートや各チームの進捗管理をする。プロジェクトマネージャを含む E-filing 導入プロジェクトチームがプロジェクトの範囲やビジネスモデルの確定をし、プロジェクトチームの下に法規、業務、要求定義の各チームが具体的なシステムを創り上げていく。

IT ガバナンスモデルを参考にしたプロジェクトであり、実際に、E-filing system のデモンストレーションが予定されていたが、映像がうまく表示されなかったことは残念だった。

③ Reengineering: Realizing the impact of technology on court staffing

報告者: Thomas Foster, Chief Judge, Johnson County Court

Suzanne Tallarico, Principal Court Management Consultant, NCSC

Daniel J. Hall, Vice President, Court Services, NCSC

Craig Burlingame, Chief Information Officer, Massachusetts Trial Courts

<リエンジニアリング>技術が裁判所職員に与えた影響

カンザス州ジョンソン郡裁判所の裁判情報管理システムの導入効果について説明があった。

当初、システムが導入される前は、事件が増加する中で保管庫の問題や記録を保存する作業により業務が効率化しない問題があった。紙が存在することで、手作業による業務量や外部保管による保管庫・運送業者に必要なコスト（年間\$249,938）が増大していたために、これらの問題点を抜本的に解決する E-filing system の導入プロジェクトが立ち上がった。

プロジェクトの途中にセキュリティや文書の形式が決まらず、様々な抵抗にあったので、Steven Tatum 首席裁判官より記録廃棄指示が出され、強制的に E-filing に移行され、その結果、以下のとおり¹⁰大幅な業務効率が達成された。

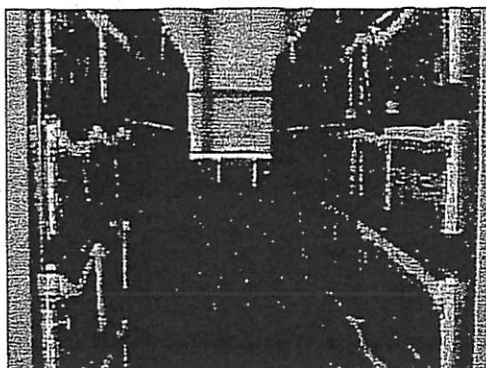
<システム導入前>

新件処理 5～10分

終局処理 1～5分

¹⁰ 記録庫の写真の掲載先

<http://popup.ncsc.org/CTC2011-session-descriptions/eengineering.aspx>

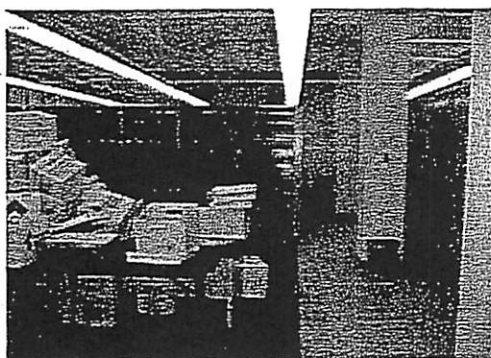


システム導入前の記録庫は、現在の日本と同じように、棚に紙の記録が敷き詰められており、奥の箱に梱包して、外部保管をしていた。

<システム導入後>

新件処理 1～5分

終局処理 1分



システム導入後の記録庫は、すべての紙の記録がなくなったため、このスペースを別の用途に利用することができるようになった。

④ High-tech Korean courts and surface technology

報告者：Hoshin Won, Judge/Director, Judicial IT Bureau, Supreme Court of Korea

韓国の E-filing system の導入の経緯とその機能について説明があった。2008 年 12 月から始まった E-filing プロジェクトは、2011 年 5 月に民事訴訟に導入し、E-filing の事件率が上昇していること、テレビカンファレンスの活用例、今後注目している最新 IT について紹介があった。

⑤ Project Management: A lost art in the courts

報告者：Heather Pettit, Chief Technology Officer, Sacramento Superior Court

Shelleyanne Chang, Judge, Sacramento Superior Court

プロジェクト管理：将来像のない裁判所で

裁判所のプロジェクトが迷走して失敗している原因について、プロジェクト管理の不十分であることの問題点とその対策についての講義であった。

どうして裁判所のプロジェクトマネジメントは困難だと思われるのか。その理由は、プロジェクトの方向性が確立されておらず、時間、予算、範囲が明確でな

いことにより、プロジェクトの成功ができないことが原因である。また、コミュニケーションを管理することが不十分で、電話や廊下などの会話では記録に残っていないし、裁判官などのステークホルダーとの対応も記録されていないことも原因である。

そこで、プロジェクト管理ツールを導入することで、ルールを定め、コミュニケーションを管理し、情報を共有することが重要である。

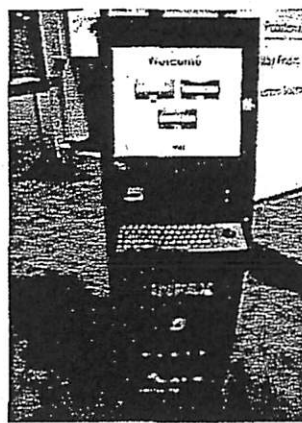
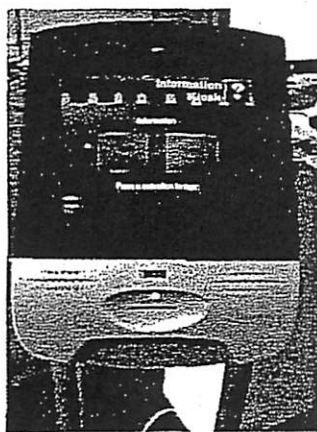
どんなプロジェクトにおいても、同じライフサイクルにあるため、ツールを確立して、メンバーが明確なビジョンの下にプロジェクトを遂行すれば、「くだらない業務のせいでプロジェクトが失敗した。」などと言い訳をすることはありえないのだ。

4. Exhibition

(1) 各展示ブースについて

コンベンションセンター内の展示ブースにおいて、2日間にわたって展示会がおこなわれた。展示物としては、裁判事件処理システムのパッケージソフトウェアから法廷の設備、ネットワーク機器まで多種多様であり、主な展示物は以下のものがあつた。

<Kiosk>



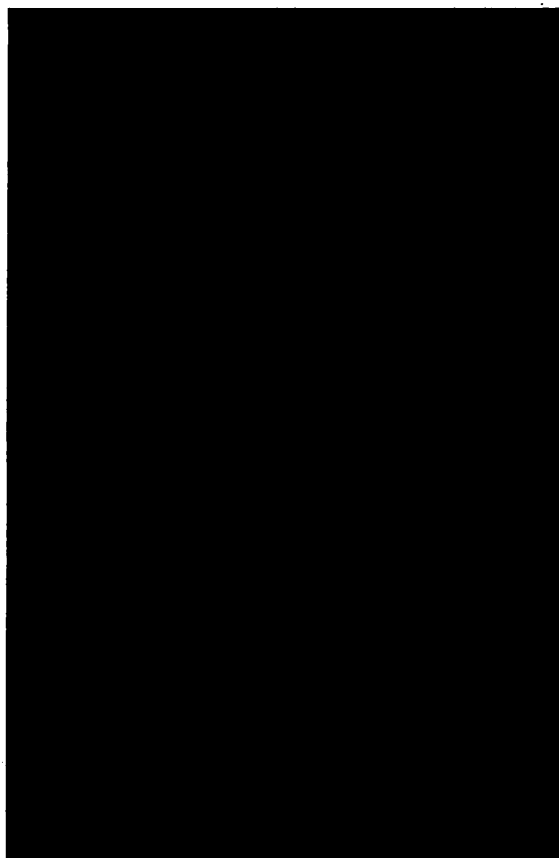
ATM のような端末を利用して、手数料の支払いや次回期日の確認等を行うことができる。機器自体は、日本においても、既にコンビニエンスストアに同様のものが設置されている。

<Docket>



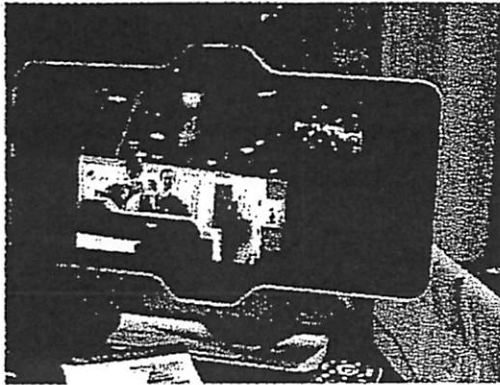
大型のディスプレイをホールや待合室に設置して、裁判所の期日情報や陪審員に対する説明等を表示することができる。

<ICタグ>



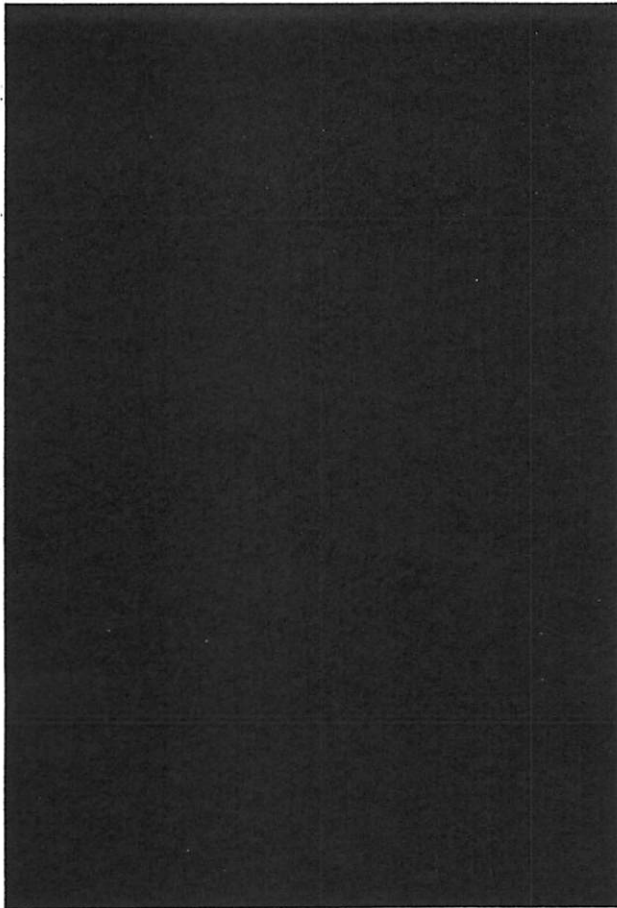
押収物などを管理するために、ICタグを貼り付けたバッグに入れて管理することで、バーコードリーダ等で読み取ることなく、無線で登録した押収物の存否を確認できる。

<ビデオカンファレンス用ディスプレイ>



上部に設置されたカメラで撮影し、相手に映像と音声を送信する。大きなウィンドウには相手が表示され、右の小さいウィンドウには確認のため自分が表示される。

<E-filing system パッケージソフトウェア>



E-filing system を利用する汎用的なソフトウェアである。左の写真は、裁判官が決定に際して、ディスプレイをタッチして、電子署名を登録しているところである。赤枠内に、あらかじめ登録したサインと氏名、登録日時が表示されている。

(2) Showcase Theater

Tyler 社は、4 回の Showcase Theater と最も広い展示ブースを確保した CTC のメインスポンサーである。同社のメイン商品は「Odyssey」という E-filing、事件管理、文書管理及び陪審員管理を総合的に処理することができるパッケージソフトウェアで

ある。

このソフトウェアを導入することによって、オンライン申立や記録の電子化を実現することができ、それにより業務の効率化や利用者へのサービス向上を図ることが可能になる。

裁判官は、特別なトレーニングがなくても、ディスプレイに表示された予定表を直接指でタッチするだけで、法廷でも執務室でも容易に電子記録を表示させることができるようになる。書記官は、必要な情報を瞬時に抽出し、記録を表示したり、文書をメール送付したりしていた。

実際に、展示ブースで説明を受けたが、Outlook に似た見やすい画面レイアウトで、スムーズな操作性であった。デモンストレーションであるため、事件検索の速度については、保証されていないことは当然であったが、今後のシステム開発のヒントとなるともよい体験だった。

第2、カリフォルニア中央地区連邦地方裁判所及びアレントフォックス法律事務所の訪問

1、訪問に当たって

CTCの参加に先立って、10月3日（月）にカリフォルニア中央地区連邦地方裁判所及びアレントフォックス法律事務所を訪問した。訪問の目的は、E-filing system 導入による業務の変化やその効果についてである。

CTCでは、得られない現場の実情を調査するために、実際にE-filing system を利用している裁判所において、IT 部署よりシステム導入に当たったの苦労した点やその効果を伺った上で、実際のユーザである裁判官や書記官から業務の効率化について、弁護士やその秘書から裁判所のサービスの变化についてインタビューを行った。

今回の出張には、東京地裁の浅川判事補に、ご自身の研究でお忙しい中、訪問先のアポイントメントの取り付けから当日のアテンドまで快くお引き受けいただき、インタビューの内容に IT 用語が多いため事前の準備や通訳には、相当負担があったと思われるが、多くの時間と労力を割いていただいた。また、幸運なことにカリフォルニア中央地区連邦地方裁判所の計らいにより Maki Tagai 氏（テンプル大学ロースクールを卒業された弁護士（現在はTMI 総合法律事務所にて勤務））が、勉強の一環としてボランティアで浅川判事補のサポート通訳を買って出てくださった。

両氏のおかげで本当に充実した訪問とすることができた。ここに記して感謝を申し上げます。

2. カリフォルニア中央地区連邦地方裁判所

(1) 裁判所について

カリフォルニア中央地区連邦地方裁判所 (The United States District Court Central District of California) は、1966年に設立され、ハワイ、グアム、アラスカ及び西海岸の州が属する第9巡回裁判所¹¹ (Ninth Judicial Circuit) に所属している。

訪問した庁舎は、ロサンゼルス市のダウンタウンにあり、市庁舎やカリフォルニア州上級裁判所などが立ち並ぶ官庁街だった。庁舎内の印象は、特別新しいという訳ではないが、石造りで重厚感のある静かな雰囲気だった。

私たちは、今回の訪問を調整いただいた[]氏の案内の下、会議室に通された。

(2) 対応いただいた方々の紹介

ア [] Innovation Development/Training Manager

[]氏は、CM/ECF (連邦地方裁判所の E-filing system) の総括研修・導入管理者であり、裁判所だけでなく、外部の弁護士会等に出向き、説明会などを実際に行った方で、CM/ECF の概要や導入までの経緯について伺った。

イ Ronald S.W. Lew, Senior District Judge

Lew 裁判官は、1987年に初めて連邦地方裁判所に任命された中国系アメリカ人で、CM/ECF に対してとても理解のある方で、導入によって業務がどのように変化したかを伺った。

ウ Terry Nafisi, District Court Executive and Clerk of Court

Nafisi 氏は、書記官サイドの管理職の方で、日本でいう首席書記官や事務局長のような立場の方で、管理者の立場として裁判所の IT 化等について伺った。

エ [] Network Supervisor, IT Department

[], CM/ECF Analyst, IT Department

[]氏と[]氏は、裁判所の IT 部署の方で、裁判所のネットワーク管理や CM/ECF の運用などを担当しており、主にシステムのセキュリティ、バックアップ及び改修等について伺い、最後にサーバ室の案内をしていただいた。

¹¹ 巡回裁判所とは、連邦控訴裁判所のことであり、全米を12の巡回区に区分けして管轄している。巡回裁判所の名称は、市町村に常設の裁判所がなかった時代に裁判官が馬や馬車で巡回して法廷を開いていたことに由来する。

(3) CM/ECF とその導入について

【回答者： ██████████, Innovation Development/Training Manager】

ア CM/ECFの概要について

CM/ECFは、ワシントンD Cにある連邦最高裁で開発されたシステムです。事件管理をするCMSとE-filing systemの二つの機能を持ったシステムで、このシステムにより弁護士は来庁することなくシステムで訴訟を提起することができるし、裁判官は作成した判決を登録して、当事者に対してシステム上で示すこともできます。

また、E-serviceという機能により、弁護士が文書を登録と同時に、システムが自動で相手方の弁護士にメール通知（NEF: Notice of Electronic Filing）を送付して送達することもできます。

イ Mandatory Chambers Copiesについて

Mandatory Chambers Copiesは、文書の紙の写しのことで、CM/ECFを利用して文書を裁判所に送付しても、裁判体（Chamber）の要請があれば、文書を紙で提出しなければなりません。これを不要とする裁判体もありますが、依然として紙の文書を提出させるという文化は残っています。

ウ PACERについて

PACERは、全米の連邦裁判所の記録を閲覧することができるシステムです。以下のURLにログインすると有料ではありますが、期日情報や記録の閲覧、印刷をすることができます。CM/ECFで記録が電子化されていることにより、時間や場所を選ばず裁判の情報を得ることができるようになっています。

<http://pacer.psc.uscourts.gov>

エ GENERAL ORDER No. 10-07について

GENERAL ORDERは、裁判所の運営のためのルールのことです。パブリックコメントなどの一定の手続きを経て作成されるLocal ruleほど厳格なものではありませんが、そのNo. 10-07では、CM/ECFに関するルールについて記載しています。実際に、第9巡回裁判所（Ninth Judicial Circuit）に所属しているカリフォルニア州の弁護士は、CM/ECFを利用する義務はないことになっていますが、GENERAL ORDERによってCM/ECFを利用した文書の提出をお願いしています。

オ CM/ECFの導入について（裁判所内部への導入）

CM/ECFを導入するために、裁判官や書記官を対象に、CM/ECFを紹介するWebサ

イトやメールを作成することで職員にお知らせし、説明会などを毎週1回程度行うことで操作方法の習熟を図りました。さらに、ITが苦手な裁判官に対しては、裁判室（Chamber）に直接赴いて操作説明をしました。

主な研修内容は、文書の登録、事件管理、統計処理及び送達（裁判所や弁護士提出の文書）についてですが、災害などで裁判所に来られない職員がいた場合に、自宅からCM/ECFにアクセスして利用できる機能C O O P（Continuity of Operations）についても説明しました。導入に際しては、旧システムを平行稼働しながらシステムを移行したことで大きな混乱はありませんでした。

カ、CM/ECFの導入について（弁護士事務所等の裁判所外部への導入）

弁護士会では、ある一定の法律等の研修を受講することが義務づけられており、これが達成できないと弁護士登録が維持できない仕組みになっているのですが、CM/ECFに関する研修を受講することでその単位を取得できるため、弁護士は積極的に研修を受講するようになりました。この研修は月3、4回程度行い、電子文書の提出や送達、スケジュール管理等について、デモンストレーションを行いながら丁寧な説明を心がけました。

また、法律事務所や弁護士会の事務方の関係者に対しては、彼らの会議で説明会を行ったり、Webサイトに情報を掲載したり、パンフレットの配布や法律関係の新聞や雑誌の宣伝広告に掲載するなどの方法により、システムの導入を周知していききました。

キ、ヘルプデスクについて

裁判所内外を問わずシステムの利用者に対して、平日の午前8時から午後5時までの時間帯に操作方法や不具合の連絡を受け付けるヘルプデスクを開設しています。通常であれば裁判所の職員が2、3人で問い合わせの電話やメールに対応していますが、繁忙な時間帯には増員するなどして対応しています。

また、よくある質問については、FAQをWebサイトに掲載してヘルプデスクの効率化を図っています。

ク、非公開情報について

非公開情報については、電子政府法（E-Government Act）が、2002年、2003年及び2008年に電子政府サービスの保護すべき情報の基本的な規定として定められ、情報によって、様々なルールがあります。

非公開情報文書 (Sealed Document) とは、本人の了解なしに裁判所に提出すべきではない知的財産に関する情報や政府との司法取引などの文書のことです。非公開情報文書は、そのままの状態ではCM/ECFに登録できず、マスキングをして提出しなければなりません。CM/ECFでは、カギが表示されて文書が開けないように設定できますし、文書自体の存在が見えないよう設定することも可能です。

また、テロ、国防に関する国家が秘匿すべき情報 (Classified) が記載された文書については、裁判官の許可がないとCM/ECFで提出することはできません。

裁判官が判決の資料とする文書は、In-Cameraとして他人が見えないように設定することもできます。

ケ 次世代のCM/ECF (Next Gen) とは

現行のCM/ECFは、CM/ECFを利用して提出 (File) された電子文書を管理、保存することに重きを置いて開発されたシステムでした。これからは、CMSの機能をより拡張する予定になっています。連邦最高裁での開発の工程はユーザテスト (受入テスト) 段階ではありますが、リリースまでもうしばらく時間が必要です。

主な機能としては、提出された訴状等を自動的に事件の種類に応じて振り分ける機能やCM/ECFを操作して必要事項にチェックをすれば簡単に訴状が作成できる (テーブルタスク) 機能があります。開発にはステークホルダーである裁判官や書記官、弁護士等に協力いただき必要な機能を検討してきました。よりよいシステムを開発するには、彼らの協力が本当に重要なのです。

コ CM/ECFの検索機能等について

GENERAL ORDER No. 10-07では、文書ファイルをpdf形式に変換して提出すること定めていますので、簡単に全文検索することは可能です。しかし、文書が紙しか存在せず、それを直接スキャンしたものは検索することはできません。

先ほどデモンストレーションしましたCM/ECFのレスポンスは、導入当初はもっと遅く利用者から不満の声もありました。2010年に新サーバにリプレイスして十分なスペックを確保したことにより、現在のようにレスポンスが向上しました。

(4) 裁判体 (Chamber) から見た CM/ECF について

【回答者: Ronald S.W. Lew, Senior District Judge and Law Clerk】

ア CM/ECF 導入による裁判業務の変化について

CM/ECF の導入によって私たちの裁判業務が大きく変化しました。導入以前は全米

の各連邦裁判所が独自のシステムで事件の管理を行っていたために、地域によって業務効率やサービスレベルに差がありました。

CM/ECF の導入により最も大きな効果があったのは、記録が電子化されたことにより、CM/ECF から事件情報へアクセスが迅速かつ容易になったことです。私の場合は、いつも事務官から CM/ECF の操作方法を教えてもらっていますが、多くの事件を簡単な操作で確認することができるようになりました。私の裁判体 (Chamber) の二人の Law Clerk¹²についても同様です。彼らは事件の処理のために多く過去の事件記録や文献を調査します。彼らが CM/ECF を利用することにより、今まで紙の記録や書籍の調査に時間を費やしていたことが、簡単に過去の事件記録や事件の情報を調査できるようになりました。また、事務官においても、裁判所に提出された文書を、簡単にシステム上で編成できるため、ミスもなくなり、作業が非常に効率化されました。

イ、過去の裁判業務について

かつての裁判業務というのは、全ての文書が紙で提出されていたため、業務のほとんどが手作業であることにより、裁判業務は文書の整理に追われる毎日でした。

以前に導入されていたシステムと操作性が異なっていたため、私たちが操作に慣れることが必要だったものの、弁護士に対して電子文書での提出を協力いただくように努めたおかげで、全ての記録を電子化することができて明らかに業務が効率化されたのです。

ウ、CM/ECF 導入時の問題点について

CM/ECF は、全米統一のシステムであるため、一部の裁判所だけ、CM/ECF を導入しないということはできません。しかし、私たちの裁判所は、全米の中で最も多くの事件を処理する裁判所の一つであったため様々な問題点がありました。

(ア) Microsoft Word への移行について

私たちは従前 Word Perfect¹³を利用してきましたが CM/ECF 導入に伴い、Microsoft Word に移行しなければならませんでした。これは、今でも本当に使い

¹² Law Clerk (ロークラーク) とは、裁判官を補佐する職種である。訴訟上の法律問題について、事案を調査し、意見を言うことができる。一般にロースクールの卒業生が短期的に就任することが多い。

¹³ Word Perfect とは、1980 年代末から 1990 年代初めにかけて、デファクトスタンダードの地位に登りつめたワードプロセッサソフトウェアである。しかし、近年は Microsoft Word の台頭によって売り上げを減らしている。

にくくて不満なのですが、多くの国の弁護士は皆 Microsoft Word を利用しており、裁判所だけこの流れに逆らうことはできませんでした。これは日本においても同様のことがあったのではないのでしょうか。やはり、使い慣れたソフトウェアが変更になることで、今まで利用できた機能が使えなくなる可能性があることは押さえておく必要があります。

(イ) 弁護士への研修について

弁護士に対する研修は、最も大きな課題の一つといえます。CM/ECF を利用する全ての弁護士には ID、パスワードが付与されるので、セキュリティ違反がないように研修をしなければなりません。ときには、特定の地域に裁判所職員が赴いて研修を行うこともありました。

この他に、弁護士には正確に CM/ECF を操作してもらわなければなりません。紙の文書を提出していたころは、受領時に書記官が内容を確認してから、記録の編成を行っていました。しかし、CM/ECF を利用して文書を提出する場合、弁護士が登録する際に、カテゴリを選択して提出するため、正しくカテゴリが選択していればいいのですが、間違っている場合には、文書を取り消して再度登録する必要があります。弁護士に正しく登録させるようにするためには、CM/ECF の研修は欠かせません。

(ウ) セキュリティについて

記録を電子化することで便利になる反面、情報が外部へ流出したり、紛失したりする可能性があるためセキュリティを強化する必要があります。そのために、ネットワークにファイアウォール等を整備したりして、何者かがデータを改ざんすることのないよう工夫しなければなりませんし、地震や津波などの災害があった場合でもデータを喪失しないように他の州へ自動でバックアップをする仕組みを確立しなければなりません。

(エ) CM/ECF の不具合について

CM/ECF を導入後に、大変な不具合が発生したことがありました。CM/ECF により弁護士に対してメール通知 (NEF: Notice of Electronic Filing) が自動で送付されるのですが、不具合により送付されていないことが判明したのです。この通知は、時効や上訴期間に影響のあることなのでとても重大なものなのですが、システムの技術的な不具合によって発生してしまいました。このように、実際に

システムを導入する場合には、予期することができない様々な問題が発生する可能性があるので注意をする必要があります。

エ E-filing system に積極的でない裁判官について

裁判官なら分かると思いますが、私たち裁判官は判決をするためには法令や判例等の調査をしなければなりません。それを補佐する Law Clerk もさまざまな文献や事件などを調査しています。

全ての文書を電子化すれば、必要な文書だけを手持ち資料として印刷して、事件が終結したときに紙を全て捨てることができようになります。もう狭い執務室の中で大量の紙に悩まされることはなくなるのです。これによって、裁判官も新しい時代に進化するのではないのでしょうか。

しかし、未だに十分な研修に取り組まず、従前どおりの仕事をしている裁判官もいます。彼らは紙を触って仕事をしないと不安なのではないのでしょうか。やる気になれば簡単に業務を変えられます。早く次世代の裁判官として目覚めなければなりません。一度、このシステムを利用すると、もうあの重たい紙の束を運ぶ気にはなれません。E-filing system は、裁判所とその職員を進化させる重要なシステムなのです。

オ Mandatory Chambers Copies について

確かに CM/ECF 導入当初は、文書の写しを CM/ECF とは別に提出するように指示をしていましたが、そんな古めかしいものが本当に必要なのでしょうか。弁護士に無駄な費用をかけさせないで、どうしても必要なら自分たちで必要な部分だけを印刷をすればいいのです。破産裁判所では、これを全て廃止しており、残っているのはその他の手続だけになりました。本当に重要な主張書面は手持ち資料として提出させることはあっても、義務とする必要はありません。

大量の紙の中から必要な文書を探し出すような大変な作業はもう止めるべきです。

カ E-filing system 導入によるコストについて

E-filing system を導入することは、とても高額であり、十分な予算の確保が必要であるため、多くの人員が削減されました。しかし、事件の増加や市民からのサービス向上の要請に対応するために、人員整理をしてでも IT 予算を確保して、システムのアップデートをして、業務を効率化しなければなりません。

キ CM/ECF のレスポンス、操作性について

CM/ECF を普段操作をしていて、レスポンスが悪いと思うことはありませんが、月曜日と金曜日になると多くの職員やユーザが同じ時間に処理するためとても遅く感じます。だからといって、処理が全くできないということはありません。

また、操作性については、画面構成等も全く問題なく、とても使いやすいシステムです。ディスプレイに表示される電子文書で、目が疲れると思ったことはありませんが、そういった場合には必要に応じて印刷すれば問題ありません。

(5) 管理者から見た CM/ECF について

【回答者：Terry Nafisi, District Court Executive and Clerk of Court】

ア 世界の裁判所の IT について

IACA¹⁴ (the International Association for Court Administration) という組織を知っていますか。日本も加盟すればとても有意義な情報を得ることができるので是非お勧めします。最近、シンガポールやマレーシア、フィリピンが加盟したと伺っています。特にシンガポールは注目すべきです。おそらく IT のレベルは世界一ですので学ぶ部分は多いと思います。もちろん、小さい国だから容易に整備できることも一つの理由ですが、シンガポールの長官が IT の向上を率先して行っていることが大きいと思います。

イ IT 投資におけるコスト増について

裁判所の業務が紙から電子に移行することはとても高額な投資です。しかし、世界の全てが電子化されようとしている中で、裁判所だけ拒否することはできません。他の公共サービスも電子化に予算を捻出していることを考えると、市民は紙を利用した古びたサービスでは十分だとは思ってられません。

その影響は、人件費にまで及んでおり、先月、給料が少ないという理由で 18 人の職員が裁判所を辞めてしまいました。しかし、市民や社会が質の高い IT サービスを求めている限り、IT 投資をしなければなりません。肥大化する開発費やハードウェア、ソフトウェアの購入保守費用などを調整して予算を確保するしかないのです。

ウ CM/ECF 利用者について

CM/ECF の導入について、弁護士会などから反対はありませんでした。それは、紙

¹⁴ IACA とは、裁判所運営のための国際協調を目標した専門家のネットワークである。サイトは、<http://www.iaca.ws/mc/page.do>

✓ にかかるコスト削減を見込むことができたからだと思います。そう言えば、先日のニュースで、弁護士事務所は、裁判等に利用する紙の費用だけで年間\$45,000 かかるという話を聞きました。

✓ 現在のところ、CM/ECF 利用者の対象範囲は弁護士のみですが、一般市民に拡大する場合の問題点として受刑者を対象とするかが問題となります。いくつかの裁判所は、裁判所の業務が削減できる可能性があるため、刑事施設に端末を設置する予定があるそうです。

エ IT 部署の問題点について

裁判所の IT 部署の職員が、裁判所の業務を十分に理解できていないことが問題となっています。

IT 部署の職員は、システムを完成させることは意識していますが、システムの改修によって業務がどうなるかということには関心がありません。お互いの立場を理解することができればよいのですが、十分に現場と連携できていないのです。

事件によっては、弁護士がすぐに書類を受領すると、交渉の時間がなくなるため都合が悪い場合があります。IT 部署の職員は、すぐに書類を送付する方が必ずよいと思っているので、そういった実務上の話を IT 部署の職員が理解してくれればよりよいシステムができると思います。

オ これからの CM/ECF の開発について

CM/ECF の開発は、連邦最高裁が外部委託して開発しているのですが、必ずしもどの裁判所でもシステムがうまく根付くという訳ではありません。東京で作ったシステムが他の都市で必ず使えるとは限りませんよね。連邦裁判所でも同じことですが、連邦最高裁では、大都市を基準にシステムを開発するので、地方都市では都市の規模や地理上の問題などで使い勝手が悪い場合があります。

ところで、日本はいつ頃 E-filing system に移行する予定でしょうか。

まだずっと先ならば、多くの裁判所が勘違いをしている重大なことがあります。それは、従前の紙を中心に行っていた業務をそのまま E-filing system に移行してもよいと思っていることです。システムを導入した後でよく気が付くのですが、思わぬプロセスの抜け落ちが発見されることがよくあります。

そのため、本当に必要なプロセスを明らかにするため十分な業務分析を行ってから、E-filing system を開発しないと予算を浪費してしまいます。E-filing system

に適応した裁判業務は何か。新しい裁判所のサービスは何か。裁判所の本当の業務は何か。そういったことを何度も検討（リデザイン）しておく必要があります。様々な歴史や文化を背景として E-filing system を検討する手がかりとして、CTC に参加することは本当に有意義です。

今の社会では、IT を含めて裁判所の業務を再検討しなければなりません。特に二つのことが求められます。一つは、国際社会に対応したサービスの提供が必要になることです。少なくとも 2 か国以上の言語に対応する必要があります。もう一つは、訴訟手続が、弁護士だけでなく一般市民にも利用できるように利便性を高める必要があります。もう、裁判所の顧客は弁護士だけではありません。

日本では Kiosk 端末は利用されているのでしょうか。ATM のような端末ですが、自宅近くの Kiosk 端末を利用して裁判所に行くことなく手数料や罰金の支払いなどの手続ができるものです。特にシンガポールは進んでいて、この他に、遠隔地にいてもビデオカンファレンスを利用して、スクリーンの向こう側にいる裁判官と裁判手続をすることもできます。既に、連邦裁判所の控訴審ではビデオカンファレンスが行われていますし、驚いたことにトルコにおいても、ビデオカンファレンスが始まっています。マイノリティリポートという映画と同じことがもう遠い世界の話ではなくなっています。

(6) CM/ECF の運用管理について

【回答者： ██████████ Network Supervisor,

██████████ CM/ECF Analyst, IT Department】

ア セキュリティの問題点について

私たちの裁判所のネットワークには、ファイアウォール等を設置して、外部からの侵入がないように対策をしています。ただし、弁護士に対しては、裁判所が発行した ID、パスワードを自らの責任で管理するようにしているため、何者かがある弁護士のパスワードを盗み出し、なりすまして、CM/ECF を利用しても、その損害は弁護士が負担することになります。

イ システムの運用監視について

私たちは、CM/ECF を安定的に稼働させるために、 ██████████

ユーザから連絡があった場合には、いつでもログ等を調査して、不具合の確認がで

きるようにしています。

導入当初は、サーバの能力が不十分だったことにより、レスポンスが低下したため文書のアップロードに何時間もかかり、いつでも文書をアップロードできる状態ではありませんでした。現在は、新しいサーバに更新し、ネットワークの帯域を拡大したため、アップロードやダウンロードの時間が過度にかかることはなくなりました。

しかし、新しいサーバにリプレイスしたとしても能力には限界があるため、300人程度のユーザが同じタイミングで処理を行った場合には、レスポンスが低下する可能性があります。こういった場合の原因を調査するには、サーバやネットワークを総合的に分析しないと分かりません。

レスポンスを向上させるためにネットワークの帯域幅を拡大する方法も考えられますが、コストが高いため簡単に拡大することはできません。そのため、

普段であれば、帯域のゆとりはあるのですが、Windowsのセキュリティパッチのダウンロードなどの帯域を多く使用する処理を、陪審期日に処理をしないように職員にアナウンスをしなければなりません。

今後さらにビデオカンファレンスなどのネットワークの帯域を多く利用するアプリケーションが増えてくる可能性があるため、必要なリソースを確保するためにもネットワークの監視・分析はより重要になってきます。

ウ サーバの構成（バックアップ・アーカイブ）について

エ システムの改修について

CM/ECF の改修は、OS からアプリケーション、ときにはハードウェアまで及ぶためその規模や範囲まで様々ですが、全て連邦最高裁から送付され、これらを私たちが週末などを利用して設定を行い、利用できるかどうかを確認しています。

改修する機能については、私たちの裁判所が作成したプログラムであれば直接意見を反映することはできますが、CM/ECF については連邦最高裁が管理しているので、裁判所ごとに要望を提出しています。

オ システム障害について

CM/ECF は、自動で相手に通知 (NEF: Notice of Electronic Filing) を送付しますが、それがうまく機能しない不具合が発生しました。

ユーザより通知が受領できないという問い合わせにより明らかになり、調査を行ったところ、私たちが開発した追加プログラムと CM/ECF が不整合を起こしたことが原因でした。

CM/ECF の導入前は通知を F A X や郵便で行っていましたが、CM/ECF の導入によりシステムが自動でメール送付するようになりました。この機能自体はとても便利だったのですが、相手方が電子メールを受信できない状態にあったときに、通知を再度取得できないという不便さがあったため、それを解消するために CM/ECF と連携するカリフォルニア州独自のプログラムを追加しました。事前に、不具合がないように慎重に検証も行ったのですが、障害が発生してしまいました。

通常、連邦最高裁から新たなプログラムが送付されたら、約 6 か月間かけて現状のプログラムと合うかどうかを検証してから導入を行っています。カリフォルニア州では約 60 人の裁判官が在籍し、他の州と比較しても事件数が大量にあるため、二度と不具合が生じないように、相当期間をかけて検証をしているのです。

3 アレントフォックス法律事務所¹⁵

(1) 法律事務所について

裁判所訪問の後、[REDACTED] 氏の紹介でアレントフォックス法律事務所 (Arent Fox LLP) を訪問した。アレントフォックス法律事務所は、裁判所と同じロサンゼルス市の

ダウントウンの高層ビル内にあり、ワシントンDCとニューヨーク市の事務所を含めて350人以上の弁護士が所属し、様々な企業の代理人として、主に金融、知的財産、不動産など担当する巨大な法律事務所だった。

今回は、同事務所の弁護士だけでなく、他の事務所（小規模な事務所もあった。）の弁護士や秘書も参加していただき総勢15名の方々より、CM/ECFの効果や問題点について伺った。

【回答者：[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] 外

(2) CM/ECF 導入のための研修について

- ・ 私たちの法律事務所は、ロサンゼルス市以外にニューヨーク市や上海まで多くの事務所がある大規模な事務所であったため、秘書への研修については、システム導入に際して、法律事務所内で集合研修を行いました。その後、新入社員に対して、事務所内で操作方法を教えていました。主な内容としては、カリフォルニア中央地区連邦地方裁判所のルールである GENERAL ORDER No. 10-07 について研修を行った上で、訴状等を提出する場合などの具体的な操作研修を行いました。
- ・ 私たちは小規模な弁護士事務所なので、先ほどのような大規模な研修はできません。そのため、弁護士や秘書がケースバイケースでオンライントレーニングを行い、試行錯誤をする中で操作方法を理解しました。文書をアップロードする操作では、その文書の容量が重要で、システムの許容量（3MB）を超えると、CM/ECF が登録を拒絶してしまうのです。そのため、文書のデザインを工夫するなどして、許容量を超えない範囲で多くの情報が入力できる方法を模索しました。
- ・ 弁護士が CM/ECF を利用するためには、裁判所が行う研修に参加して、ID、パスワードを取得しなければなりません。研修は、比較的人数の少ない刑事を担当している弁護士、公設弁護人、検察官から行い、一回の研修につき30人くらいの参加者が出席していました。
- ・ Federal Bar Association¹⁶が主催する CM/ECF の研修に参加して操作を習得するこ

¹⁵ アレントフォックス法律事務所のサイトは、<http://www.arentfox.com/>

¹⁶ Federal Bar Association とは、15,000 人以上の弁護士と 1,200 人の連邦裁判所判事で構成される連邦司法制度の強化、サービスの向上を目指す協会であり、裁判所に貢献することを使命としている。

ともありました。Federal Bar Association の研修は、CM/ECF に限らず、法律、経営など様々な科目の研修を専門に行う業者に委託をしており、積極的に CM/ECF を導入するため、その研修を開講しているのです。研修は、専門業者が裁判所の研修を受講した上で、研修内容を検討し、2、3 か所の会場において弁護士や秘書を対象とした20人程度の研修を行いました。また、弁護士事務所の規模によっては、直接事務所内で行うこともありました。

研修の専門業者は、弁護士が研修を修了したことを裁判所に報告し、それによって、裁判所が弁護士にパスワードを発行するようになっています。研修の費用としては、会員であれば110ドルで、それ以外は120ドルで受講できます。そのうち100ドルが専門業者の手数料¹⁷あるため、法律事務所によっては事務所でまとめて研修をすることで手数料を安くするように、専門業者と交渉をしているところもありました。

(3) CM/ECF の問題点 (Nightmare) について

- CM/ECF の利用上の問題点は、システムの利用制限があることです。私が、深夜に文書を提出しようとしたら、メンテナンスなどの理由により提出できないことがありました。しかし、利用制限になっていることを知らず、裁判所もヘルプデスクも業務時間を終了していたため、どうしてシステムに登録できないのが分からないまま、これが自分の責任なのか、システムの不具合なのか分からず困惑したことがありました。
- 多くの弁護士が困っていることは、文書を提出するルールが裁判官 (Chamber) によって異なっていることです。例えば CM/ECF によって提出すべき時間が、午後4時までの場合もあれば、深夜0時までの場合もあり、また、Mandatory Chambers Copies (紙の文書として提出するよう指示されたもの) は、翌日の昼までの場合もあれば、午後4時までの場合もあります。しかも、この期限を過ぎると裁判官 (Chamber) が文書を検討してくれない可能性があるので遅れることはできません。このルールが改善されないのは、裁判官の地位が非常に高いことが理由ですが、弁護士会としても取り扱いを統一するように要請することはとても困難です。GENERAL ORDER で提出期限が深夜0時と記載されても、裁判官ごとに提出期限が異なることは変わりませんでした。

IT に対して苦手意識のある年配の裁判官は、CM/ECF の導入には否定的で抵抗が強い

かったために、今でも Mandatory Chambers Copies が残っているのではないかと思います。CM/ECF で文書を電子で提出できる以上、世代交代が進めば Mandatory Chambers Copies もなくなり、裁判所の IT はより進化すると思います。

- ・ CM/ECF を利用していて使いにくいと思うことは、CM/ECF ではカテゴリを選択して文書を登録しなければならないことです。文書とカテゴリに齟齬があると、後日拒否されて返ってくるので、数日経ってから拒否されると、それにより裁判官 (Chamber) の提出期限に遅れる可能性があります。選択肢の中には「その他」もありますが、他に選択すべきカテゴリがあれば結局、文書が拒否されてしまうので困っています。

(4) CM/ECF のセキュリティについて

- ・ 財務的情報や企業秘密などが記載された公にすべきでない非公開情報文書 (Sealed Document) については、GENERAL ORDER では非公開情報文書をマスキングした上で登録することになっていますが、マスキングすることが手間であるため、CM/ECF に文書を添付せずに提出登録 (motion) だけ行って、紙の文書を封筒に入れて裁判所に提出しています。

(5) Law Clark を経験した弁護士からみた CM/ECF について

- ・ 私がかつて所属していた裁判体 (Chamber) では、Mandatory Chambers Copy の要求をしていませんし、文書を印刷することなく裁判業務を行っていました。

また、文書を提出する際のカテゴリ選択は、弁護士の立場からはとても煩わしく感じるかもしれませんが、裁判所にはとても重要な機能で、裁判所が決定しなければならないカテゴリが一覧で表示することができるため、多くの事件処理に役立っています。

CM/ECF が導入されたことで裁判業務から紙がかなりの部分でなくなり、裁判所としても弁護士としても本当に効率的になりました。

(6) CM/ECF のための必要投資について

- ・ 大規模な事務所では、特別なインフラ整備は必要ありませんでしたが、一人で開業している事務所では、スキャナや PDF 変換ソフトウェアなどを購入する必要があったのではないかと思います。

(7) CM/ECF に業務の変化について

- ・ 今まで郵便で文書を相手方に届けるには、1 週間程度かかっていましたが、CM/ECF

により郵便が省略されたため、相手方とのやり取りがスムーズになり時間にゆとりができました。

- ・ ID、パスワードがあれば、他の州でも CM/ECF を利用できますし、手数料についてもクレジットカードや専用の口座を利用して容易に支払うことができます。その反面、弁護士がパスワードを忘れたり、紛失したりセキュリティ上の問題はあります。

(8) 将来の CM/ECF へ求めること

- ・ CM/ECF が導入されて、弁護士の業務は大幅に改善されましたし、このシステムを本当に気に入っています。要望を言えばきりがありませんが、必要なデータの分析ができるよう機能を追加したり、文書のアップロードの速度などレスポンスを改善してほしいですね。また、これからは iPad が法廷で使えるようになれば、裁判手続がより便利になると思います。

第3 最後に

1 本出張を終えて（野口）

本出張で最も印象深かったことは、米国では、CTCの基調講演で述べられたとおり、裁判所を始めとする公共サービスにおいても、「on demand everything」（4頁）が求められる時代がそれほど遠い将来のことではないのではないかということであった。すなわち、CTCは、隔年開催で既に12回を数え、米国における裁判文書の電子化やE-filingの導入といった施策は、連邦と州の各裁判所において、いずれも既に10年以上も前から取り組みが継続されている上、実際に、今回訪問したカリフォルニア中央地区連邦地方裁判所におけるCM/ECFは、まもなく次世代のシステムにリニューアルされることであった（15頁）。また、CTCのメインスポンサーが開発、展開しているE-filing、事件管理、文書管理及び陪審員管理を総合的に処理することができるパッケージソフトウェア（10頁）を利用すれば、裁判官はそのタブレット端末を持ち歩くことで、いつでも、どこでも、事件記録を含むあらゆる事件情報にアクセスできることになりそうである。のみならず、CTCの分科会はどこも盛況であり、展示ブースには、100社を超える企業が裁判所や当事者にとって必要と考えられる、ありとあらゆるシステムや電子機器を各社が競い合って開発、提供して活況を呈するなど、そこには、実に生き生きとした勢いが溢れていたからである。

もとより、我が国における裁判手続が、「on demand everything」の一つとして国民から求められているかといえ、少なくとも現時点では、そうではないであろう。

しかしながら、民間における IT の利活用[✓]の拡大は、想像を超えることがしばしばであり（例えば、多くの者にとって、昨今のスマートフォンの爆発的な伸びを的確に予測することは難しかったであろう。）、そうであるとする、時期はともかく、我が国の裁判手続にも上記のような勢いが現実のものとなる可能性があることを否定できないのであって、我が国の裁判所の IT 施策を担う部署にいる者は、常に、この勢いや方向性等にアンテナを張り、そうなった場合の将来像や理想像を頭に描きながら、現在求められているシステムの開発や改修、その基盤の整備を着実に進めていかなければならないという思いを改めて強くしたところである。

もっとも、そのような思いばかりではなく、「ネットワークの帯域を拡大するとレスポンスは向上するが、コストが高い。」「帯域を多く使用する処理と陪審期日とが重ならないよう職員にアナウンスしなければならない」（22頁）であるとか、「使い慣れたワープロソフトから Microsoft Word に移行しなければならなかった。これは今でも使いにくくて不満だ。」（16頁）といったように、どこかで聞いたことがあるような話を聞いてなんとなく安心したことも確かであり、これも実際に聞いてみなければ分からないことであった。

概要 ←
更新済

なお、2012年12月10日から12日までの日程で、NCSCが主催する E-courts（電子裁判所会議）がラスベガスにおいて開催される予定である。連邦地方裁判所の事務局長の言葉（21頁）のとおり、世界の水準を直接肌で体験し、これをタイムリーに把握しておくことは極めて有意義なことであり、今後もこれらの会議に継続して参加することが有益であると考え。

2 本出張の感想（多知川）

今回の出張における収穫は、日本と世界との差という衝撃を直に感じる事ができたことである。確かに E-filing system について導入すべきという気持ちはあったものの、どこか遠い未来の話と考えていた。しかし、それは世界のスタンダードではなく、先進国である日本が未だ導入の計画もないことに恥ずかしくなった。

私は、今まで IT を利用して裁判業務を適正かつ効率的にさせることに重点をおいて裁判所の IT 化を考えていた。そのことは、世界でも重要ではあったが、IT 化によって直接的に裁判所のサービスの向上させることについて不十分だったことに気がついた。

世界の裁判所と比較して、日本の裁判所は一般当事者に対するサービスレベルは高

い。そうであれば、逆に国民のために最新の E-filing system を開発すれば、日本の裁判所は世界のトップレベルになるのである。カリフォルニア中央地区連邦地方裁判所の Nafisi 氏の話にもあったように、単純に紙の文化を E-filing に移行するのではなく、国民へのサービスの向上、業務の効率化という目的の下に、IT を念頭においた業務改革を実施して E-filing system を開発しなければならない。

将来、E-filing system は国民の要求も高くなり、いつか導入しなければならない時代が訪れるだろう。その時期はもう目の前に来ているのかもしれない。しかし、今の業務から突然紙をなくしてしまうことは、現場の混乱を考えると困難であり、国民のための裁判所という目的を達成することはできない。裁判所及びその関係者の業務を大幅に革新するプロジェクトであり、その調整にも慎重にすべきであることは、どの国であっても同様である。

そうであれば、第 1 のステップとして、情報化戦略計画及び裁判所の業務・システム最適化計画に基づき、高い信頼性のある裁判所データセンタを中心としたインフラを構築して、現在導入を進めている MINTAS, KEITAS, そして次世代 CMS を迅速に導入し、全ての裁判業務の管理のシステム化を完了する。そして次のステップとして、裁判業務を再度見直した（リデザイン）上で最適な E-filing system を導入して紙の記録を全て電子化することで、その目的を達成できるのである。

そのために、裁判所の将来像を思い描きながら、情報政策課での日々の業務に尽力し、多くの職員にこの経験を伝えていくことが、私の使命なのだと感じて身の引き締まる思いがした。

最後に、今回の出張において、事前の準備から報告までの間、出張の準備等で負担をかけてしまった情報処理第一係をはじめ情報政策課のみなさまと、経験も語学力もない若輩者に、世界のスタンダードを直接肌で感じる機会を与えていただいたことに、秘書課をはじめとする事務総局の関係者のみなさまに、心から感謝を申し上げます。

ありがとうございました。